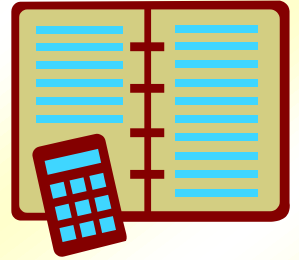


青色申告③ ～記帳義務と書類の保存～

今回は、記帳義務と書類の保存について見ていきます。まじめにいきます。



3 記帳義務及び書類の保存

(1) 記帳義務

① 青色申告の帳簿

青色申告では、簿記のルール（複式簿記）に則り帳簿を作成しなければいけません（NO100 参照）。しかし簿記になじみのない方にとっては大変難しい作業となります。そこで、複式簿記だけではなく簡易簿記や現金基準によって青色申告をすることが出来ます。それぞれの場合に作成すべき基本的な帳簿は下図の通りです。

青色申告			白色申告
複式簿記	簡易簿記	現金基準	
仕訳帳（伝票）	現金出納帳	現金出納帳	現金出納帳
総勘定元帳	経費帳	経費帳	経費帳
	固定資産台帳	固定資産台帳	固定資産台帳
	売掛帳		
	買掛帳		

複式簿記で帳簿を作成すると、青色申告特別控除として 65 万円の控除を受けることが出来ます（これについては次回ご説明します）。ただし、不動産所得で 65 万円の控除を受けることが出来るのは、**事業的規模**（NO99 参照）の場合のみとなります。そのため、事業的規模に満たない不動産貸付を行っている方はそもそも 65 万円の控除を受けることはできないので、簡易簿記で良いでしょう。簡易簿記では主に現金出納帳や経費帳を作成しますが、これらは家計簿やお小遣い帳と同じような感覚で作成することができます。不動産貸付業の場合には、これらに加えて入金状況を管理できる帳簿も備えつけた方がいいですね。

現金基準というのは、お金が入ってきたときに収入や経費を計上する方法です。簿記の原則は発生主義ですので例えば家賃が未収であったとしても収入に計上する必要がありますが、現金基準の場合は収入に計上をする必要がありません。なお、この現金基準は前々年の所得の合計が 300 万円以下でなければ適用できません。

② 白色申告も記帳を！

さて、それでは白色申告の場合はどうでしょう。『私は白色申告だから帳簿なんかつける必要ねーし』なんて聞いたことはありませんか？実はそれは間違いなのです。白色申告だからといっていい加減でよいというわけではなく、ちゃんと記帳義務はあります（今までは所得が 300 万円以下の白色申告の人については記帳義務がありませんでしたが、平成 23 年の税制改正で全員について記帳義務があるということになりました）。

(2) 帳簿や書類の保存

正しい帳簿が作成できても、その帳簿の基となった書類がなくてはそれが本当に正しいのか証明ができません。そのため、正しい帳簿を作ることに加えてその帳簿やもととなった書類の保存も義務になっています。

帳簿、貸借対照表・損益計算書、棚卸表及び現金・預金の入出金の証拠となる書類の保存期間は 7 年間、その他は 5 年間です。実務的には 1 年ごとに帳簿や書類を箱に詰めて保存することが多いと思います。スペースに余裕があるのであれば、すべて 7 年は保存しておくほうが無難だと思います。

最近では、操作が簡単で値段も安い会計ソフトがたくさん出ています。こうしたソフトを上手に利用すれば、不動産貸付業であっても容易に 65 万円控除の要件を満たすことが可能となります（事業的規模の場合）。

カツオ『申告書・決算書・元帳・届出書は、期限に関係なく永久に保存しておく方がいいね』

ワガメ『若さも永久に保存したいわ〜』

